

# 平成31年2月市議会 教育厚生委員会資料

## 所管事項調査に係る資料

### 目次

今後予定されている条例改正について（報告）

- 1 長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例…… P1
- 2 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例…………… P2～3

こ ども 部  
平 成 3 1 年 2 月



## 今後予定されている条例改正について（報告）

### 1 長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (1) 条例の趣旨

本市の放課後児童クラブにおける施設の面積等に関する設備の基準及び従事する職員の資格、配置人数、開所時間等に関する運営の基準を定めるもの。

#### (2) 改正理由

放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の要件については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」において、従うべき基準として条例で定めることとされている。

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）」において、「放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成 31 年度から指定都市も実施できることとし、平成 30 年度中に省令を改正すること」とされたことを受け、省令の一部が改正される予定であるため、「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長崎市条例第 41 号）」も同様に改正するもの。

#### (3) 改正の内容

放課後児童支援員については、「都道府県知事」が行う研修を修了した者でなければならないが、その研修の実施主体に「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を追加する。

#### (4) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（平成 31 年 3 月下旬公布予定）

#### (5) 関係法令 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」 （平成 26 年厚生労働省令第 63 号）

- |   |           |                               |
|---|-----------|-------------------------------|
| ア | パブリックコメント | 平成 31 年 1 月 24 日～2 月 22 日まで実施 |
| イ | 省令の公布     | 平成 31 年 3 月下旬（予定）             |
| ウ | 省令の施行期日   | 平成 31 年 4 月 1 日（予定）           |

## 2 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

### (1) 条例の趣旨

児童福祉法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）について、本市の家庭的保育事業等における施設の面積等に関する設備及び保育所等の連携施設、従事する職員、保育時間等に関する運営の基準を定めるもの。

### (2) 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」において、従うべき基準として条例で定めることとされている。

「平成30年の地方からの提案等に対する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）」において、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、連携施設に関する経過措置については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。」等と決定されたことを受け、その省令の一部が(3)のとおり改正される予定であるため、「長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長崎市条例第42号）」も同様に改正するもの。

### (3) 改正の内容

#### ア 連携施設の確保に関する経過措置の延長

家庭的保育事業者等が連携施設の確保をしないことができるとする経過措置を5年間（5年から10年へ）延長する。

#### イ 認可外保育施設等の連携協力による連携施設の確保の不要

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。（この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって市町村長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。）

#### ウ 保育所型事業所内保育事業所における連携施設の確保の不要

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。

## エ 食事の自園調理に関する経過措置の延長

食事の提供に関する経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置を5年間（5年から10年へ）延長する。

## オ その他所要の規定の整備

(4) 施行期日 公布の日（予定）

(5) 関係法令 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」  
（平成26年厚生労働省令第61号）

ア パブリックコメント 平成31年2月6日～3月7日まで実施

イ 省令の公布 平成31年3月下旬（予定）

ウ 省令の施行期日 公布の日（予定）